

## 関市告示第157号

関市住民主体の通いの場事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

関市長 尾 関 健 治

### 関市住民主体の通いの場事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域住民が主体となって、高齢者の介護予防を目的として、日常的に地域住民同士が触れ合うことができる通いの場を提供する事業を実施する者に対して、関市住民主体の通いの場事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、高齢者の健康寿命の延伸及び介護予防活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 同一の活動拠点において、毎月2回以上実施すること。
- (2) 1回につき2時間以上実施し、かつ、10人以上の参加が見込まれること。
- (3) 1年以上継続して実施すること（新たに補助事業を行う場合に限る。）。
- (4) 参加を希望する地域の高齢者を広く受け入れるよう配慮されていること。
- (5) 参加者の過半数が市内に住所を有する65歳以上の高齢者であること。
- (6) 営利活動、宗教的活動又は政治的活動を目的とするものでないこと。
- (7) 介護予防に資する体操、運動等の活動が取り入れられていること。
- (8) 特定の活動に偏らず、多様な活動をすること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内において補助事業を行う団体で、次の要件

を全て満たすものとする。

- (1) 市内において補助事業を実施することができる場所を確保していること。
- (2) 補助事業の開催日時、参加料、連絡先等の内容を本市のウェブサイトへ掲載すること及び関市地域包括支援センター（本市が設置する介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）へ情報提供することについて同意すること。
- (3) 当該補助事業について国、地方公共団体その他これらに類する団体から補助金その他これに相当するもの（社会福祉法人関市社会福祉協議会から交付されるふれあい・いきいきサロン事業補助金を除く。）の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象経費は、補助事業に要する経費のうち、講師に対する謝礼金及びその招へいに係る交通費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助事業の実施1回につき5,000円を限度とし、1年度につき60,000円を限度とする。

2 一の補助対象者に対する補助金の交付は、1年度につき1回とし、通算して3回を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関市住民主体の通いの場事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業説明書（別記様式第2号）
- (2) 講師依頼計画書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市住民主体の通いの場事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

- 3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、関市住民主体の通いの場事業補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第5号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市住民主体の通いの場事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知する。
- 5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告等）

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して7日を経過した日又は当該完了の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに関市住民主体の通いの場事業実績報告書兼補助金精算報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（別記様式第8号）
- （2） 講師依頼実績書（別記様式第9号）
- （3） 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市住民主体の通いの場事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付等）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、第6条第1項の規定により申請する際に、関市住民主体の通いの場事業補助金交付申請書に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。
- 3 交付決定者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、

関市住民主体の通いの場事業補助金精算（概算）払請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

（2） 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（3） その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、第8条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

3 市長は、前2項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市住民主体の通いの場事業補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第12号）により交付決定者に通知する。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。